

鮫川村キャラクター「ゆうきくん」着ぐるみ貸出し要項

(趣旨)

第1条 この要項は、鮫川村キャラクター「ゆうきくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出しの申込み)

第2条 着ぐるみの貸出しを希望する者は、あらかじめ、ゆうきくん着ぐるみ貸出し申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出しの承認)

第3条 村長は、前条の規定による申込書の提出があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

- (1) 村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 村の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、村長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(貸出し等)

第4条 着ぐるみの貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、原則として農林商工課に来課して借り受けるものとする。

- 2 借受者は、原則として農林商工課に来課して、点検を受けてから返却するものとする。
- 3 貸出しは、無料とする。
- 4 貸出し期間は、原則として7日以内とする。

(遵守事項等)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、村長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第6条 村長は、着ぐるみが、この要項又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取消すことができる。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 第6条に規定する取消しを受けた場合、又は着ぐるみの使用により借受者が被った被害、若しくは借受者が第三者に与えた損害に対しては、村は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。